

令和5年度玉名市指定ごみ袋作製業務仕様書

1. 業務期間

- ・ 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 業務内容

(1) ごみ袋の作製

- ・ ごみ袋は日本国内で作製する。
- ・ 作製に当たっては環境負荷軽減に努めること。
- ・ 材質は LLDPE（直鎖状低密度ポリエチレン）とし、二酸化炭素削減など環境への影響を十分配慮した再生原料の使用に努めること。
- ・ 日本環境協会認定のエコマーク製品とし、エコマークを表示すること。また、植物由来ポリエチレンを 10%以上使用し、一般財団法人日本有機資源協会のバイオマスマーク取得基準を満たし、バイオマスマークを表示すること。
- ・ ごみ袋の寸法、厚さについては JIS 規格（Z1711-1994 規定 6.2）に準拠すること。また誤差範囲についても同様とする。強度については引張強度 16.7Mpa 以上、伸び 250%以上とすること。
- ・ ごみ袋に黒字で別紙のとおり表示すること。
- ・ 規格については次表のとおりとする。

種類	形状	色	容量 (ℓ)	たて (mm)	よこ (mm)	厚さ (mm)
ごみ袋（大）	平袋型	茶色透明	45	800	650	0.04
ごみ袋（大）	手さげ型	茶色透明	45	800	650（450）	0.04
ごみ袋（小）	手さげ型	茶色透明	25	700	550（380）	0.035
ごみ袋（特小）	手さげ型	茶色透明	12	500	320（220）	0.03

- ・ 作製予定数量は次表のとおりとする。

種類	形状	枚数	箱数
ごみ袋（大）	平袋型	1,087,000	2,174
ごみ袋（大）	手さげ型	1,087,000	2,174
ごみ袋（小）	手さげ型	1,225,000	2,450
ごみ袋（特小）	手さげ型	192,500	385

- ・ 外装袋については、ポリエチレン製で白色に黒字で「玉名市指定ごみ袋」、ごみ袋の種類、バーコード（JAN）、エコマーク、バイオマスマークを表示すること。
- ・ 外装袋への包装は 1 枚ずつ印刷面が外側になるよう折り込み、ごみ袋 10 枚を 1 組とし包装すること。
- ・ 段ボール箱に 50 組（500 枚）を梱包し、箱の前後左右に「玉名市指定ごみ袋」、ごみ袋の種類、数量を表示すること。
- ・ 外装袋の寸法、厚さについては JIS 規格（Z1711-1994 規定 6.2）に準拠すること。また誤差範囲についても同様とする。

(2) 保管と管理

- ・受託者の倉庫に1ヶ月分以上の在庫数を保管し、盗難、紛失、汚損が無いように管理すること。

種 類	ごみ袋（大） （平袋型）	ごみ袋（大） （手さげ型）	ごみ袋（小）	ごみ袋（特小）
月平均販売数	180 箱	180 箱	200 箱	30 箱

(3) 配送と納品

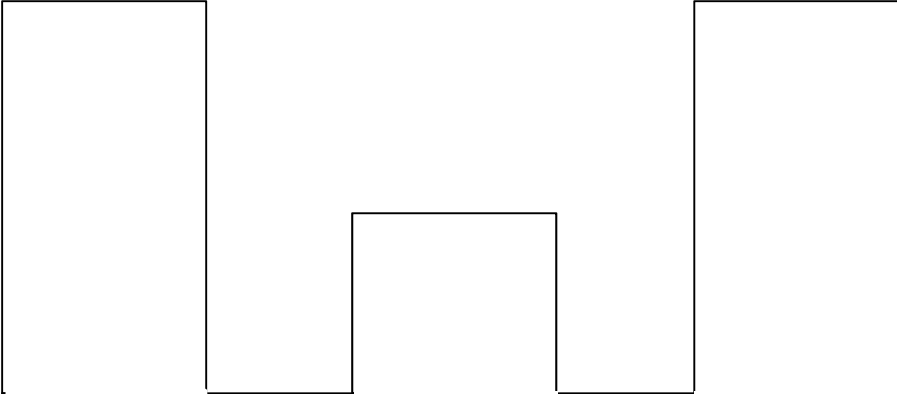
- ・納入開始日は令和5年4月1日から50日以内とする。
- ・玉名市が指定する場所に月に5回程度配送し納品すること。なお配送費用は受託者が負担する。
- ・配送、納品は緊急時についても直ちに対応すること。
- ・納入車両については納入場所を考慮し背の低い車両（平ボディトラック等）を使用すること。

(4) 不良品への対応

- ・不良品の交換については、受託者の費用負担によって対応すること。また業務期間終了後も同様に対応すること。

3. その他

- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ市と受託者で協議し定めるものとする。

			
 玉 名 市 指定ごみ袋			
行政区		氏名	
○ごみは朝8時までに出してください。 ○ごみカレンダーをよく見て、 指定された収集日に出してください。 ○決められた場所に出してください。 ○生ごみの水はよく切って出してください。 ○必ず行政区、氏名を記入してください。			
ルール違反は収集しません。 ●指定ごみ袋で出していない場合 ●収集日が違う場合 ●分別されていない場合		この袋で事業系ごみは 出せません。 	